

協定区域	東灘区住吉山手3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1999年6月14日
	面積	4,288.01 m ²		更新 2009年7月12日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2009年7月12日～2029年7月11日(20年)

協定内容の概要

協定区域内の建築物の敷地、用途及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。ただし、土地の販売を目的とする分譲主の事務所及び看板並びに建築物の工事にかかわる事務所については、この限りでない。

- (1) 敷地は170平方メートル以下に分割してはならない。
- (2) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅（ただし、建築物の外部に別入口を設け、別個に出入りすることのできる建築物で、建築物の内部に相互に出入り可能な開口部を有する2世帯住宅を含む。）とする。ただし、次のいずれかの建築物については、この限りでない。
 - ア 建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する医院併用住宅（患者の収容施設を持つものを除く。）
 - イ 建築基準法施行令第130条の3第1号（事務所）、第6号（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設）、第7号（美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房）に規定する兼用住宅
- (3) 広告・営業用の看板及び掲示板その他これらに類するもので、次のいずれかに該当するものは設置してはならない。
 - ア 屋上に設置するもの
 - イ 表示面積（同一敷地内に2以上ある場合は、その合計）が2平方メートルを超えるもの
 - ウ 照明機能を有するもの
- (4) 敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。



92 観音荘地区建築協定区域

位置図

